

政策研究大学院大学教員の任期に関する規則

(平成10年3月11日)
10規則第5号

改正	平成11年3月24日11規則第4号	平成15年6月25日15規則第3号
	平成15年12月10日15規則第7号	平成16年4月1日16規則第3号
	平成17年3月23日17規則第3号	平成17年10月1日17規則第6号
	平成17年10月26日17規則第9号	平成18年4月1日18規則第3号
	平成18年10月25日18規則第13号	平成19年3月28日19規則第2号
	平成19年9月5日19規則第15号	平成20年4月1日20規則第3号
	平成20年7月23日20規則第13号	平成20年10月22日20規則第20号
	平成21年1月14日21規則第1号	平成21年3月11日21規則第4号
	平成21年6月10日21規則第12号	平成21年7月22日21規則第13号
	平成21年11月11日21規則第18号	平成22年4月1日22規則第8号
	平成22年10月12日22規則第22号	平成23年3月16日23規則第3号
	平成24年4月1日24規則第6号	平成25年4月1日25規則第6号
		平成26年9月1日26規則第10号

(趣旨)

第1条 政策研究大学院大学（以下「本学」という。）における教員の任期については、この規則の定めるところによる。

(任期を定める組織及び職種等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職名、任期その他の事項については、別表に定めるとおりとする。

- 2 別表の任期の欄において5年以内または1年以内と記された職名の教員の任期は、研究教育評議会の議に基づき、学長が定める。
- 3 別表に定めた再任の可否については、研究教育評議会の議に基づき、学長が定める。
- 4 外部資金により雇用する教員の任期は、原則として、当該外部資金の受入額が確定している期間内で定めるものとする。
- 5 政策研究大学院大学における教員の職務等に関する規則（平成19年3月28日19規則第1号）（以下「教員職務等規則」という。）第2条第2項に定める助教授の任期に関する取扱いについては、別表に定めるもののほか、別に定めるところによる。
- 6 別表に定める職名の教員が、その任期中に産前休暇及び産後休暇を取得した場合又は当該休暇取得後育児休業を取得した場合、別表の定めにかかわらず、当該教員の任期について、1年を上限として延長することができる。

(契約)

第3条 任用に際しては、本学と当該任用される者との間で任期を定めた労働契約を結ぶものとする。

(周知)

第4条 この規則を定め、又は改正したときは、学報等により、広く周知を図るものとする。

(施行細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項については、研究教育評議会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年3月11日から施行し、平成10年4月1日以降に任用される者について適用する。

附 則（平成11年 3月24日11規則第 4号）

この規則は、平成11年 3月24日から施行し、平成11年 4月 1日以降に任用される者について適用する。

附 則（平成15年 6月25日15規則第 3号）

この規則は、平成15年 6月25日から施行し、平成15年 7月 1日以降に任用される者について適用する。

附 則（平成15年12月10日15規則第 7号）

この規則は、平成15年12月10日から施行し、平成16年 1月 1日以降に任用される者について適用する。

附 則（平成16年 4月 1日16規則第 3号）

この規則は、平成16年 4月 1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則（平成17年 3月23日17規則第 3号）

この規則は、平成17年 3月23日から施行し、平成17年 4月 1日以降に任用される者について適用する。

附 則（平成17年10月 1日17規則第 6号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月26日17規則第 8号）

この規則は、平成17年10月26日から施行する。

附 則（平成18年 4月 1日18規則第 3号）

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年10月25日18規則第13号）

この規則は、平成18年10月25日から施行する。

附 則（平成19年 3月28日19規則第 2号）

- 1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 第 2 条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から任期を定めて任用される者を引き続き任期を定めて任用する場合は、従前の任期の残任期間を任期とする。

附 則（平成19年 7月25日19規則第12号）

- 1 この規則は、平成19年 8月 1日から施行する。
- 2 第 2 条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から任期を定めて任用される者を引き続き任期を定めて任用する場合は、従前の任期の残任期間を任期とする。

附 則（平成19年 9月 5日19規則第15号）

この規則は、平成19年 9月 5日から施行し、平成19年 9月 1日から適用する。ただし、別表 1 に定めるまちづくりプログラムについては、平成20年 4月 1日から適用する。

附 則（平成20年 4月 1日20規則第 3号）

この規則は、平成20年 4月 1日から適用する。

附 則（平成20年 7月23日20規則第13号）

この規則は、平成20年 8月 1日から適用する。

附 則（平成20年10月22日20規則第20号）

この規則は、平成20年10月 1日から適用する。

附 則（平成21年 1月14日21規則第 1号）

この規則は、平成21年 1月14日から適用する。

附 則（平成21年 3月11日21規則第 4号）

この規則は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則（平成21年 6月10日21規則第12号）

この規則は、平成21年 6月10日から適用する。

附 則（平成21年 7月22日21規則第13号）

この規則は、平成21年 7月22日から適用する。

附 則（平成21年11月11日21規則第18号）

- 1 この規則は、平成21年11月11日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に、改正前の別表1の政策研究院機構（仮称）創設準備室の教員として採用された者については、なお従前の例による。ただし、個別の決定がある場合はこの限りではない。

附 則（平成22年4月1日22規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月12日22規則第22号）

1 この規則は、平成22年10月12日から適用する。

2 この規則の施行の日以前に採用された教員については、従前の例による。

3 政策研究大学院大学におけるプロジェクト担当教員の取扱に関する規則（平成19年19規則第3号）は、前項の規定に基づき同規則を適用される教員がいなくなった時点で廃止する。

附 則（平成23年3月16日23規則第3号）

この規則は、平成23年3月16日から施行する。

附 則（平成24年4月1日24規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日25規則第6号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に採用された教員については、なお従前の例による。ただし、平成25年4月1日以降再任する場合の任期については、当該再任時点から起算して5年を超えないものとする。

3 政策研究大学院大学におけるプロジェクト担当教員の取扱に関する規程（平成25年4月1日25規程第9号）は、前項の規定に基づき同規程を適用される教員がいなくなった時点で廃止する。

附 則（平成26年9月1日26規則第10号）

この規則は、平成26年9月1日から施行し、平成25年6月6日から適用する。

別表

組 織 名	職 名	任 期	再 任
政策研究科	教員職務等規則第2条第2項に定める助教授	3年	1回につき可。ただし、再任の場合の任期は2年とする。
政策研究センター グローバルリーダー育成センター	「教員職務等規則」第2条第5項に定める教育プログラム担当教員	5年以内	可。ただし当初の採用日から起算して5年を超えないものとする。
保健管理センター 政策研究院	「教員職務等規則」第2条第6項に定める研究プロジェクト担当教員	5年以内	可。ただし当初の採用日から起算して5年を超えないものとする。
	「教員職務等規則」第2条第7項に定める特任教員	1年以内	可。ただし当初の採用日から起算して年5を超えないものとする。

	「教員職務等規則」第2条第9項及び第10条に定める連携教員及び連携特任教員	1年以内	可。ただし当初の採用日から起算して5年を超えないものとする。
--	---------------------------------------	------	--------------------------------